平成２４年（再イ）第１号
山口県防府市大字上右田2365番地
再生債務者　松田　靖弘
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月14日まで
平成24年４月16日　山口地方裁判所
平成２３年（再イ）第３２号
山口市古熊３丁目５番18号
再生債務者　徳本　均
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月17日　山口地方裁判所
平成２３年（再イ）第１号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲799番地
再生債務者　内布　周二
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月15日まで
平成24年４月17日　熊本地方裁判所人吉支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第８号
京都府福知山市厚中町120番地
再生債務者　橋本　修（再生計画認可決定時の氏名四方修）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年１月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月16日
京都地方裁判所福知山支部個人再生係
平成２０年（再イ）第１０７号
三重県亀山市加太北在家6002番地
再生債務者　中道　孝義
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年５月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月17日　津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第１号
京都府綾部市味方町中ノ坪３番地の２
再生債務者　安達　弥一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月18日から平成24年５月25日まで
京都地方裁判所福知山支部個人再生係
平成２４年（再口）第１号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬933番地５
再生債務者　新井　正人
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月14日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月28日から平成24年６月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部
平成２４年（再口）第１号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1804番地１
ハーレーハイツＥ棟
再生債務者　永田　健
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月29日から平成24年６月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
平成２４年（再口）第４号
京都市左京区岡崎東福ノ川町７番地の３
再生債務者　山森　一央
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月21日から平成24年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第１０１２３号
東京都江戸川区東小岩２―11―14
再生債務者　赤津　一幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月２日まで
平成24年４月13日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再口）第１２号
大阪府枚方市伊加賀北町８番１―611号
再生債務者　北野　俊
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月14日まで
平成24年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再口）第１号
群馬県前橋市富士見町石井1372番地９
再生債務者　木村　照美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（再口）第９号
沖縄県那覇市首里大中町２丁目５番地７
再生債務者　仲村　**寛**孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
那覇地方裁判所民事第３部
平成２３年（再口）第１７号
福岡県大野城市月の浦１丁目９番38号
再生債務者　高雄　惇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月11日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（再口）第２４号
堺市美原区多治井121番地７
再生債務者　山口　隆史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２３年（再口）第８９号
大阪府枚方市須山町43番15号
再生債務者　寺倉　孝夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再口）第１００４号
長崎県島原市緑町9125番地７
再生債務者　神田　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月17日
長崎地方裁判所島原支部再生係
平成２０年（再口）第１０号
徳島市八万町弐丈40番地の11
再生債務者　重本　一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月16日　徳島地方裁判所民事部